

「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの運用・整備方針について」の一部改正について 新旧対照表

○ 総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラの運用・整備方針について

(令和6年4月1日総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議) (抄)

(下線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>1～4 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定利用空港 (1)～(7) (略) <u>(8) 高知県</u> <u>高知空港 (国)</u> <u>(9) 愛媛県</u> <u>松山空港 (国)</u> <u>(10) 香川県</u> <u>高松空港 (国)</u> (11)・(12) (略) <u>(13) 愛知県</u> <u>中部国際空港 (中部国際空港株式会社)</u> (14)・(15) (略) <u>(16) 北海道</u> <u>新千歳空港・稚内空港・釧路空港・函館空港 (国)、旭川空</u> <u>港 (旭川市)、中標津空港・女満別空港 (北海道)</u></p> | <p>1～4 (略)</p> <p>(別紙)</p> <p>1 特定利用空港 (1)～(7) (略) (新設) (新設) (新設) (8)・(9) (略) (新設) (10)・(11) (略) (12) 北海道 函館空港 (国)</p> |

2 特定利用港湾

(1)・(2) (略)

(3) 宮崎県

細島港 (宮崎県)

(4)・(5) (略)

(削る)

(6)・(7) (略)

(8) 徳島県

徳島小松島港 (徳島県)

(9) 鳥取県・島根県

境港 (境港管理組合)

(10) 愛知県

名古屋港 (名古屋港管理組合)、三河港 (愛知県)

(11)・(12) (略)

(13) 宮城県

仙台塩釜港 (宮城県)

(14) (略)

(15) 北海道

室蘭港 (室蘭市)、苫小牧港 (苫小牧港管理組合)、函館港 (函館市)、釧路港 (釧路市)、留萌港 (留萌市)、稚内港 (稚内市)、石狩湾新港 (石狩湾新港管理組合)、紋別港 (紋別市)、白老港 (白老町)

2 特定利用港湾

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 鳥取県・島根県

境港 (境港管理組合)

(6)・(7) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(8)・(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(11) 北海道

室蘭港 (室蘭市)、苫小牧港 (苫小牧港管理組合)、函館港 (函館市)、釧路港 (釧路市)、留萌港 (留萌市)、石狩湾新港 (石狩湾新港管理組合)、白老港 (白老町)